

「篠路地区住宅団地」草刈・清掃等業務【仕様書】

1 業務目的

本業務は、都市局市街地整備部が所管する土地の財産の適正管理を図ることを目的とし環境整備を行うものである。

受託者は本仕様書その他、関係法令（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」等）を遵守して業務を履行しなければならない。

2 業務委託箇所及び作業内容、数量

(1) 業務委託箇所（別添図のとおり）

A地区：北区篠路2条9丁目151番6 5,127.29㎡

B地区：北区篠路3条8丁目171番1、154番35 11,014.2㎡

C地区：北区篠路3条9丁目154番51 4,800.8㎡

(2) 作業内容

- ・草刈及び清掃（投棄片付け含む。第1期及び2期）
- ・樹木整枝（高さ12m程度59本、投棄片付け含む。整枝時期は第1期とする。）

※第1期について、草刈作業は令和8年7月1日(水)から同年7月17日(金)の間に完了させること。ただし、B地区の草刈作業は同年7月13日(月)から同年7月17日(金)の間に完了させること。

3 業務の仕様

- (1) 作業に際しては、用地杭、建築物及び工作物等を損傷しないように注意して施工すること
- (2) 刈高は、小石等が飛散しない（概ね5センチ）安全な範囲とする。
- (3) 作業中は、通行人及び通行車両等に十分な注意を払い、作業上の安全及び危険防止に万全を期すること
- (4) A地区及びC地区については、飛び石等による近隣施設職員の自家用車の破損を防ぐため、各施設へ事前に連絡の上施工すること
- (5) 作業時間帯は、近隣居住者等に配慮すること
- (6) 作業箇所の枝葉ゴミ等を収集し適切に処分すること
- (7) 不法投棄等を発見した場合は、すみやかに当部へ報告すること
- (8) 本業務においては、環境に与える負荷を低減するように努めること
- (9) 本業務で発生する事業系一般廃棄物の処理については、本市の清掃工場に搬入すること

4 業務の期間

第1期：契約締結の日から同年7月17日(金)までとする。

第2期：令和8年10月1日(木)から同年10月20日(火)までとする。

5 提出書類

(1) 業務計画書

契約締結後、すみやかに提出すること

(2) 成果品

業務の成果品として次のものを提出すること

- ① 作業前後の写真
- ② 廃棄物の清掃工場における計量伝票（草、枝別）
- ③ 完了届（全業務終了後に提出）
- ④ その他本市が必要と認めるもの

※ 提出時期：③を除き、各期の業務終了後

※ 完了検査時期：令和8年10月末